

週休2日制工事試行要領（改定箇所抜粋）

—(実施証明書)—

~~1.1. 4週6休以上の現場閉所を行ったと認められる工事については、別紙2の実施証明書を発行する。~~

(その他)

1. 受注者は、週休2日の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告する。

(特記仕様書の記載例)

【発注者指定方式】

(週休2日制工事について) 発注者指定方式

- 1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行うこと。
なお、4週8休以上を達成出来なかった場合、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 3 当初予定価格には4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合、現場閉所率に応じて請負代金額のうち補正分を、減額変更するものとする。
- 4 天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。
- 5 「週休2日制工事試行要領（令和5-4年4-1-2月改定）」に従い、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。

(受注者希望方式)

- 1 本工事は、契約後に受注者からの提案・協議により、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、現場の週休2日を確保できるよう工事を実施する週休2日制対象工事である。
- 2 週休2日の実施に取り組むを行う場合は、「週休2日制工事試行要領」に基づき実施することとし、その旨監督員に申し出ること。
なお、週休2日の実施に取り組まなかった場合、または4週6休以上を達成出来なかった場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。
- 3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取組を行うこと。
- 4 天候や地域住民対応等の不測の事態により予定していた現場閉所日の施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、振替日を設定する等、週休2日の確保を行うこと。
- 5 「週休2日制工事試行要領（令和5-4年4-1-2月改定）」に従い、週休2日（4週8休以上）の現場閉所を実施したことが確認できた場合、成績評定において加点対象とする。